

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進させることで、学校は**化学**する」

学校運営協議会委員の **手引き**

(ver.1)

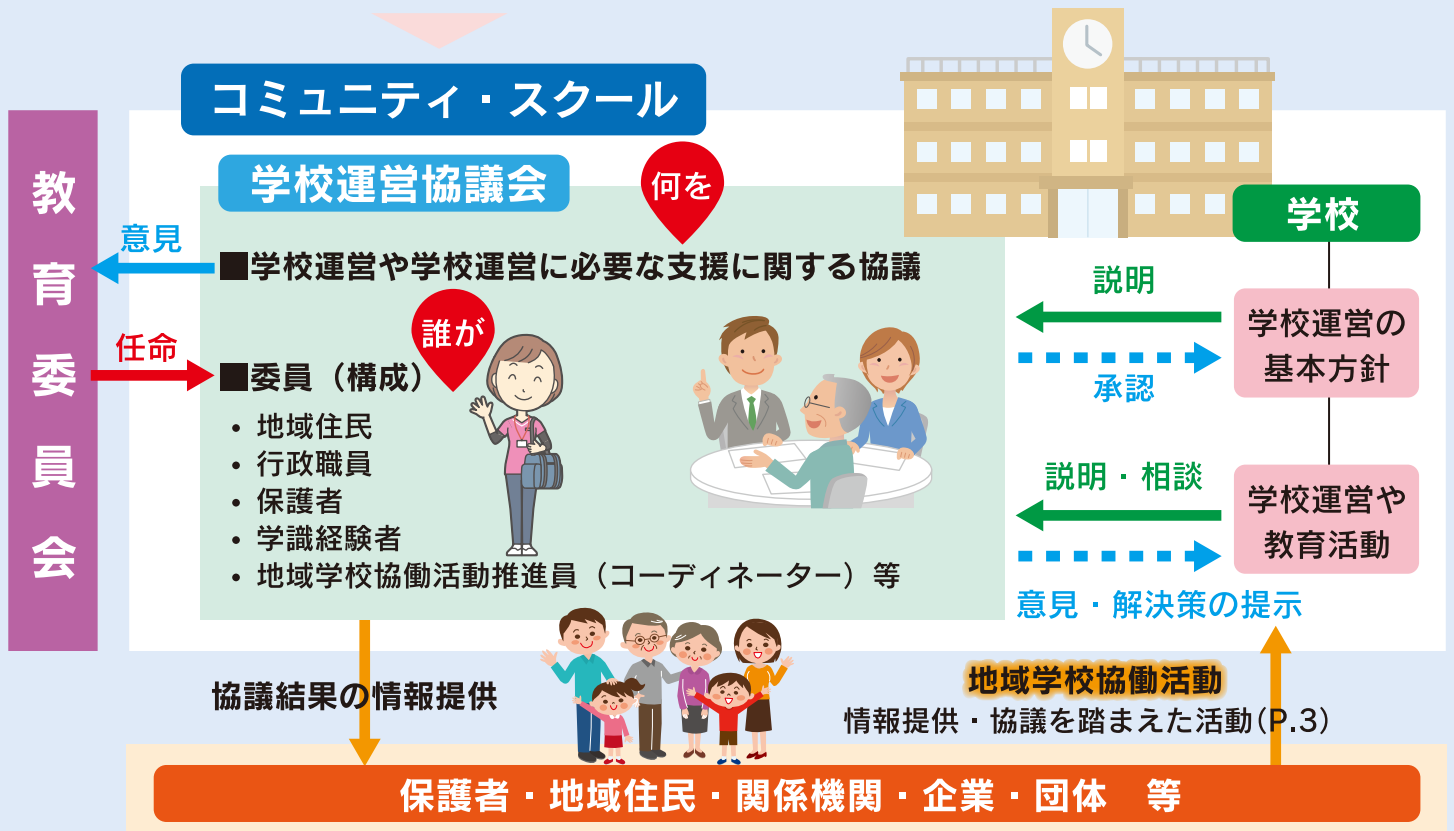
— 学校運営協議会の委員の皆さんへ —

大分県教育委員会(R7.3)

コミュニティ・スクールとは何ですか？

・コミュニティ・スクールとは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定に基づく**学校運営協議会を設置した学校**です。

・学校運営協議会とは、教育委員会より任命された委員が、一定の**権限と責任**を持って、**学校の運営とそのために必要な支援**について協議する会議です。



学校運営協議会の主な役割

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

なぜコミュニティ・スクール（学校運営協議会）が必要なんですか？

何のために

学校は「悩みや困りごと」がたくさん…

・学校の抱える課題が**複雑化・困難化**している現在、困難な課題を解決しながら学校運営を進めていくためには、**学校だけ・教職員だけの対応には限界があります。**

学校と地域が目標や課題を共有し「連携・協働」

生徒指導

学力向上

いじめ

不登校

「地域とともにある**学校づくり**」の実現

・コミュニティ・スクールは、地域住民や保護者の「声」を学校運営に反映させ「**地域とともにある学校づくり**」を実現させるための**仕組み**です。

・「地域とともにある学校づくり」を実現することは、学校課題の解決のみでなく、**地域課題の解決（地域の活性化 P.3）**にもつながります。



皆さんの「アイデア」と「行動力」が学校や地域を変えます（委員の役割）

- 委員の皆さんは、地域住民や保護者の代表として選ばれており、会議では**積極的に発言する役割**があります。
- また会議では、単に意見を言うだけでなく、様々な**アイデア**や**解決策**などを、学校運営の当事者の一人として「**一緒に考えること**」が大切です。
- 協議の結果、地域の企業や団体との連携が必要になった場合は、**地域との架け橋**として、**連絡・調整**にも御協力ください。
- また、多くの地域の皆さんが学校に興味・関心をもってもらえるよう、できる範囲で学校や学校運営協議会の様子を**発信**してください。
- 地域の皆さんが学校に興味・関心をもつことで、学校運営への理解が深まり、学習支援・体験活動といった「**地域学校協働活動**」（P.3）への**参加が促進**されます。



学校運営協議会では学校運営に関する様々な内容について協議を行います

会議で協議する主な内容

- 学校運営の基本方針の承認
- 学校評価
- 学力向上・体力向上の取組
- 就労に向けた取組など



- 学校運営協議会には、校長や教育委員会に対して**意見を述べる権限**が法律※1により定められています。
- しかし、会議の場で十分に協議されていない意見を述べることはできません。
- 委員の皆さんは、遠慮せずに**積極的に発言**をしてください。

※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5



「積極的に発言してください」って言われても、**学校に対して意見なんて言えないよ…**

- 初めて委員になった方にとって、会議で発言することはハードルが高いと思います。
- 分からないこともあると思いますので、まずは**質問をすること**から始めてみましょう。

学校運営協議会では「熟議」が必要です

熟議とは？

多くの当事者（地域住民・保護者・教職員等）が、「よく考え」「よく議論」することによって問題の解決を目指す対話のこと。



- 「地域とともにある学校」の実現に向けて必要な要素の一つに「**熟議**」があります。
- 熟議を重ねることで、課題を的確に把握・共有できるとともに、課題解決に向けた多くの**前向きな意見を引き出すことが可能**になります。



話し合いのルール

会議では限られた時間で協議を行うため、以下の事項を守りましょう。

- ① 自分の意見や考えは、「**積極的**」に発言しましょう。（分からない場合は質問をします）
- ② 学校や児童生徒のことを第一に考え、「**実現可能（現実的）な意見**」を発言しましょう。
- ③ 意見は、「**分かりやすく・簡潔**」に伝えましょう。（長話はNGです）
- ④ 意見を言う際は、他の委員も発言しやすいような「**雰囲気づくり**」を心がけましょう。
- ⑤ 他の委員の意見や考えを否定せず、「**柔軟**」に受け入れましょう。



「地域学校協働活動」とは？

※2 社会教育法第5条第2項

地域学校協働活動※2とは、地域住民等が学校と「連携・協働」して行う様々な活動。授業のゲストティーチャーや丸つけなどの授業補助、登下校の見守り、放課後の体験活動、地域活性化への取組など、学校と地域が創意工夫して実施するもの。

学校運営協議会

地域学校協働活動

前輪

後輪

学校の目標やビジョン、目指す姿を共有し舵取りをする役割



共有した目標やビジョンの実現に向け活動を推進する役割

- 左図のように、学校運営協議会と地域学校協働活動は切っても切れない関係です。
- 学校運営協議会と地域学校協働活動が連動することで、**よりよい学校運営の実現**や、**地域課題の解決（地域の活性化）**といった相乗効果が生まれます。



学校と地域が「連携・協働」することの効果

■児童生徒にとっては…

- 地域の皆さんとの交流により、**社会性やコミュニケーション能力**が培われます。
- 様々な体験の場が増え、子どもたちの**学習に対する興味・関心**が高まります。
- 地域を知ることで地域のよさに気づき、**ふるさとを大切に**する心が育ちます。



■学校にとっては…

- **地域住民や保護者の理解**が深まり、風通しのよい学校運営が実現します。
- 多くの大人に見守られることにより、**安全・安心な学校づくり**が実現します。
- 学校・家庭・地域の適切な役割分担により、**教職員が児童生徒と向き合う時間の確保**につながります。

■地域住民にとっては…

- 身に付けている知識や経験を生かせ、**満足感・有用感**が得られます。
- 児童生徒や他の地域住民との交流が図れ、**生きがいづくり**につながります。
- **地域課題の解決に向けた取組**や**災害時の緊急対応**などを、地域と学校が一体となって取り組むことができます。

委員の皆さんへのお願い

- 学校運営協議会の委員は、「特別職の地方公務員」の身分を有します。よって、多くの自治体では「**職務上知り得た情報を漏らしてはいけない（守秘義務）**」が課せられています。

（参考：「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

委員の皆さんの**主体性**が求められます

「牛久市立ひたち野うしく中学校」の学校運営協議会



「会議」は皆さんのものです
委員全員でいい会議にしましょう

- 学校運営は多岐にわたるため、学校は複雑化・困難化に加え**多忙化**の状況です。
- そこで、学校運営協議会の開催にあたっては、運營業務の全てを学校が担うのではなく、学校運営協議会の委員が**主体的**に会議を運営していくことが重要です。
- 例えば、学校運営協議会内に**事務局**を設け、**事務局を中心に運営**している学校運営協議会もありますよ。

